

## 第 6 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年6月23日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	欠席
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 18番 白川 勝 委員
  - 19番 田守 文夫 委員

### 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 ただ今から、令和5年第6回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
議事録署名委員は、18番 白川委員、19番 田守文夫委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。  
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第1号第1項から第6項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

- 議 長 なければ、報告第1号は、報告済みといたします。  
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第2号第1項及び第2項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

- 議 長 なければ、報告第2号は、報告済みといたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。第1項については、松川委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。  
第1項を審議する前に、松川委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第1号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第1項につきましては、後ほど、議案第6号において農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。松川委員入室のため、暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして議案第1号第2項から第9項までの件について議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第2項から第9項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第2項、第3項及び第8項につきましては、後ほど、議案第6号において旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請が、第4項から第7項までにつきましては、後ほど、議案第7号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第2項から第9項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項から第9項までについては、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第2号第1項の件については、現地調査が行われています。

安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 6月6日に譲渡人のお宅に伺いましてお話を聞いてまいりました。旦那様が亡くなられてから長らく今回の譲受人に貸していたということですが、この度、3条での売買をしたいということでもあります。売買金額につきましても適正であると思われまます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項及び第3項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項及び第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページ及び2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第2項及び第3項の件については、現地調査が行われています。安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 先日、両名からお話を伺ってまいりました。長手方向で200間の畑ですけれども、真ん中で境界がずれているということでありまして、お互いに同じ面積ずつ分筆して交換することで境界を真っすぐにしたいということでもあります。機械の利用効率も上がりますし、問題ないと思われまます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項及び第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項及び第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第2号第4項の件については、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 先日、譲渡人と譲受人からお話を伺ってまいりました。譲渡人は、以前、農業を営んでおられましたお父様の土地を相続されたということで、面積にしてみれば、2反余りの土地でありますけれども、周りの三方が今回の譲受人の農地であるということで、お売りするという形になりました。金額につきましても地域の平均的な価格でありますので、何ら問題はないと思われまます。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第5項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第2号第5項の件については、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 先日、お話を伺ってまいりました。親子間の贈与ということで、何ら問題はないと  
いうように判断してまいりました。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の件を議題といたします。第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項及び第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

10番 6月10日に貸主のところへ伺いまして、お話を聞いてまいりました。昨年、体調を崩されたようで、今まではその土地で牧草なりデントコーンを作って収穫をしていたようですが、今現在、牛舎のほうは今回の借主が利用しており、頭数にして100頭から120頭の乳牛の子を肥育しているようでございます。牛舎の借り手に卸していた牧草等を今後も同じように使うためには、今回の借主にお貸しするのが順当なのではないかというように思います。賃貸料につきましては少し高めであると思えますけれども、周りに影響を与えることはないと思われま  
すので、許可相当であると思われ  
れます。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項及び第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の5ページから7ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 現地を確認してまいりました。「調査書」の7ページを見ていただければわかりますように、共栄中学校の東側にあたる場所です。現地は木が生えており畑としては使えない状況でありました。願出のとおりで雑種地であると確認してまいりました。  
以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第2項朗読、説明）

なお、第2項の願出地につきましては、「調査書」の8ページから10ページのとおりで、利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 この土地ですけれども、議案第2号第4項の譲渡人が相続した土地であります。先ほどの3条の売買に関連して宅地周りの整理ということで出された願出でございます。現況としては住宅が建っております。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、第2項の願出地につきましては、「調査書」の11ページから13ページのとおりで、利用状況は、山林となっております。以上です。

議 長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 この土地は元畑地でしたが、所有者にも確認してまいりましたが、昭和40年くらいまではトラクターも使っていなかった時代というところで畑として使われていたようです。その後、お爺様が松を植えて山林にして、10年前くらいには木を切って売ったようです。現在は切った後の木が伸びている状況ということで、2反弱の部分ですが、傾斜もあり雑木林になっているということで、願出のとおり利用状況でありました。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、第2項の願出地につきましては、「調査書」の14ページから16ページのとおりで、利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。



4 番 6月7日に事務局とともに現地を確認してまいりました。幹線沿いにありまして、地域の乾燥工場として使われていた施設の部分でございます。今回、建物周りの部分を分筆して地目を変えたいということでありまして。「調査書」16ページにありますように、この線に沿って明渠のような状態になっておりまして、畑としては利用できない状況となっております。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項から第6項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。

以上、第1項から第6項までにつきましては、別添「調査書」17ページから18ページまでのとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第6項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第6項までについて、決定いたします。

次に、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第10項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第10項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第10項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。  
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議 長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第5項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

- 10番 第1項、南大和地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、南大和地区のBさん(48歳)を選定いたしました。
- 第2項、木野7地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、南大和地区のBさん(48歳)を選定いたしました。
- 第3項、柳町北地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北林地区の法人Eを選定いたしました。
- 第4項、西昭和地区のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、西昭和地区のGさん(60歳)、西昭和地区のHさん(56歳)、西昭和地区のIさん(49歳)の3名を選定いたしました。
- 第5項、中昭和地区のJさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、中昭和地区のKさん(67歳)、中昭和地区のLさん(62歳)、中昭和地区のMさん(55歳)の3名を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第6回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時15分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年6月23日

議 長 石 川 清 光